

## I C T 活用工事成績優秀企業の認定

令和元年度 I C T 活用工事成績優秀企業として認定した企業は、下記のとおり。

【建設関係】計41者	( )内は本店等所在地
会津土建株式会社	(福島県会津若松市)
秋山ユアビス建設株式会社	(福島県会津若松市)
株式会社曙建設	(新潟県長岡市)
朝日建設株式会社	(富山県富山市)
井口建設工業株式会社	(新潟県南魚沼市)
石川建設工業株式会社	(石川県金沢市)
伊米ヶ崎建設株式会社	(新潟県魚沼市)
梅本建設工業株式会社	(富山県南砺市)
株式会社江口組	(石川県小松市)
株式会社大石組	(新潟県長岡市)
大高建設株式会社	(富山県黒部市)
株式会社岡部	(富山県南砺市)
小倉建設株式会社	(石川県羽咋市)
株式会社小野組	(新潟県胎内市)
加賀建設株式会社	(石川県金沢市)
株式会社加賀田組	(新潟県新潟市)
株式会社鹿熊組	(長野県長野市)
株式会社風組	(石川県白山市)
株式会社加藤組	(新潟県村上市)
北川ヒューテック株式会社	(石川県金沢市)
株式会社北野	(長野県北安曇郡小谷村)
小杉土建工業株式会社	(新潟県小千谷市)
株式会社坂詰組	(新潟県阿賀野市)
株式会社相模組	(長野県大町市)
新発田建設株式会社	(新潟県新発田市)
新栄建設株式会社	(富山県中新川郡立山町)
株式会社中越興業	(新潟県長岡市)
辻建設株式会社	(富山県富山市)
株式会社富樫組	(新潟県村上市)
株式会社豊蔵組	(石川県金沢市)
株式会社新潟藤田組	(新潟県新潟市)
株式会社文明屋	(新潟県南魚沼郡湯沢町)
本間道路株式会社	(新潟県新潟市)
真柄建設株式会社	(石川県金沢市)
丸運建設株式会社	(新潟県新潟市)
株式会社丸西組	(石川県小松市)
南建設株式会社	(石川県羽咋郡志賀町)
株式会社森下組	(新潟県南魚沼郡湯沢町)
株式会社吉田建設	(新潟県新潟市)
株式会社吉光組	(石川県小松市)
株式会社渡辺組	(新潟県岩船郡関川村)

※五十音順

## 1. 目的

北陸地方整備局では、公共工事におけるICT活用工事の一層の利用促進と、民間事業者の技術力の一層の向上を図るため、ICT活用工事における工事成績評定の結果と施工実績について評価を行い、優秀な企業をICT活用工事成績優秀企業として認定しています。

## 2. 対象工事

北陸地方整備局発注工事で、過去2ヶ年（平成29年4月1日～平成31年3月31日）に完成したICT活用工事を対象とする。

## 3. 選定要件

対象企業：ICT活用工事の実績を有する企業。（共同企業体が受注した工事における実績は、各構成企業の実績とする。）

認定条件：上記企業について、企業毎のICT活用工事における工事成績評定点を算出し順位付けを行い、当該年度を含む2カ年度の工事成績が優れた企業を認定する。

## 4. 認定優秀企業に対する措置

認定優秀企業については、下記の措置について適用するものとする。

### ① 総合評価落札方式等での活用

北陸地方整備局及び事務所が発注する土木工事（※）における総合評価落札方式等の評価項目として活用する。ただし、工事成績優秀企業認定とICT活用工事成績優秀企業認定との重複した評価は行わない。

※：ここでの土木工事とは、建設関係の下記10工種による発注工事に限る。

- |                  |                   |         |       |
|------------------|-------------------|---------|-------|
| ①一般土木工事          | ②アスファルト舗装工事       | ③鋼橋上部工事 |       |
| ④セメント・コンクリート舗装工事 | ⑤プレストレスト・コンクリート工事 |         |       |
| ⑥法面処理工事          | ⑦河川浚渫工事           | ⑧グラウト工事 | ⑨杭打工事 |
| ⑩維持修繕工事          |                   |         |       |

## 5. 認定優秀企業に対する措置の適用期間

優秀企業認定の有効期間は、認定した年の8月1日から翌年の7月31日までの1年間とし、4. 認定優秀企業に対する措置の項目の適用期間は、下記のとおりとする。

- ① 「総合評価落札方式等での活用」に関しては、『「公共工事の品質確保に関する法律」を踏まえた北陸地方整備局の工事の入札契約について』（北陸地方整備局HPに掲載）のとおりとする。

## 6. 認定優秀企業の資格失効

有効期間内に下記の除外要件に該当する事案が発生した場合には、それ以降、ICT活用工事成績優秀企業としての資格を失効するものとする。

- ① 北陸地方整備局等発注工事の工事成績評定点が65点未満となった場合。  
② 北陸地方整備局等発注工事において、文書注意もしくは指名停止の措置を受けた場合。  
③ その他、法令遵守違反等不適切な行為により無効とすべきと判断した場合。